

2025年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

- ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

##### 総務課

情報システム標準化の取組みは、システムの個別開発にかかる人的・財政的負担の軽減や業務の効率化によって住民サービスの向上に注力できることを目指しており、自治体独自の施策を妨げるものではありません。

##### 企画政策課

情報システム標準化にかかわらず、自治体 DX の推進を通じて本町の住民の福祉の増進を進めます。

- ② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

総務課

本町においては、キャッシュレス決済や行政手続のオンライン化など、利便性の高い住民サービスの提供を進めるとともに、令和4年度より開始しているスマホ講座を開催し、デジタルデバイドの解消を進めております。

**【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障**

**★(1)介護保険料・利用料など**

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

長寿支援課

令和6年度～令和8年度(第9期)の第1段階～第3段階については、令和3年度～令和5年度(第8期)と比べて保険料を引き下げており、また、国の基準と比べても引き下げております。なお、保険料段階につきましては、国基準13段階のところ14段階としております。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

長寿支援課

今のところ減免制度の各種要件の変更は、考えておりません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

長寿支援課

今のところ本町独自の減免制度は考えておりません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

長寿支援課

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度等があるため、今のところ本町独自の減免制度は考えておりません。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

長寿支援課

介護保険負担限度額認定制度があるため、今のところ本町独自の助成制度は考えておりません。

**(2)介護保険サービス**

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

長寿支援課

訪問、通所サービスともに、現行相当サービスを設けております。また、報酬単価に

つきましては国の定める基準に基づき、見直しを行っております。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

長寿支援課

国の方針に基づいて適用しています。なお、貸与が必要な理由が確認できれば、例外給付として認めております。

### ★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

長寿支援課

町独自の財政支援は行っておりませんが、愛知県が実施している「介護人材確保・職場環境改善事業」や「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金(介護区分)」などの施策の周知を行っております。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

長寿支援課

令和6年4月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、令和7年2月に認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(共用型)が開所しています。今後も基盤整備に努めてまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

長寿支援課

国の入所に関する指針に基づき、やむをえない事情のある方においては、適切に対応しています。

### ★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

長寿支援課

今のところ、町独自の施策を実施する考えはありません。引き続き、国等の動向を注視し、事業者に対し、情報提供に努めてまいります。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

長寿支援課

町が指定しているグループホームは、人員配置基準に沿って適正に事業運営されており、今のところ財政支援を行う考えはありません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

長寿支援課

町が指定しているグループホームは、人員配置基準に沿って適正に事業運営され

ております。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

長寿支援課

今のところ実施の考えはありません。

**(5)高齢者福祉施策の充実**

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

長寿支援課

聴覚障害の身体障害者手帳が交付されている方には、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により購入の助成をしておりますが、中等度からの加齢性難聴者を対象とした助成制度につきましては、県内で補助事業を導入している市町村があることは把握しておりますが、今のところ実施する予定はありません。

保健センター

無料検診事業については今のところ実施の予定はありません。

- ②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

長寿支援課

介護予防活動支援事業費補助金による助成制度を設けております。

- ★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

長寿支援課・民生課

各公共施設を繋ぎ、スーパーや医療機関近くに停留所を設けた福祉巡回バスを運行しています。

**(6)認知症高齢者の福祉施策の充実**

- ★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

長寿支援課

認知症基本法の規定に基づく市町村計画の内容を包含することを想定して第9期大治町老人福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。その中で、認知症施策の充実を掲げ、施策の推進に取り組んでおりますので、今のところ単独で市町村計画を策定する考えはございません。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

長寿支援課

「賠償補償制度」を導入している自治体があることは把握しておりますが、今のところ、導入については考えておりません。引き続き、国等の動向を注視してまいります。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

保健センター

無料検診事業については今のところ実施の予定はありません。

## ★(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条及び第46条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

長寿支援課

障害者控除の認定基準につきましては、要介護1以上の要介護認定者かつ障害高齢者自立度 A 以上の方となり、対象者の方に障害者控除対象者認定書を発行しております。

## 2. 国保の改善

### ★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

被保険者数が減少するなか、事業費納付金については増加しており、引き下げは難しい状況にあります。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

### ★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

### ★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

保険医療課

現在、医療費の10割負担を課す制裁措置は行っていません。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分  
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

保険医療課

滞納整理による電話連絡や来庁時の面談等により、生活実態把握に努めています。  
納付については、生活に支障のない範囲での分納を個別に相談しています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることが  
ないようにしてください。

保険医療課

差押え等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して納税の  
公平性を保つために行う方針であり、適切に対応します。

### (4)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

### (5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周  
知してください。

保険医療課

広報「おおはる」にて、随時周知しています。

### ★(6)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、  
資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してく  
ださい。

保険医療課

マイナ保険証未保有の方に対し 資格確認書を発行しています。

## 3. 生活保護・生活困窮者支援

### (1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

民生課

生活保護費の支給決定は県福祉事務所が実施しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

民生課

申請書については窓口での設置はしていませんが、町が状況の聞き取りを行い、申請の意思を確認できた場合は速やかに県福祉事務所に繋ぎ、対応しております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

民生課

町ホームページにおいて、生活保護についての説明を掲載しております。  
しおりやポスターの作成及び広報誌への掲載については、町単独では考えておりません。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

民生課

電話及び窓口で保護の相談があれば、町が一次窓口として状況の聞き取り面談を行い、速やかに実施機関である県福祉事務所へ繋ぎ、適切に対応しております。  
また、保護決定については県福祉事務所が実施しております。保護施設の許認可についても県が状況に応じて適切に対応しております。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

民生課

基本的にエアコンは保護費の中で設置したり、社会福祉協議会の貸し付けで設置してもらいます。生活保護費の支給決定は県福祉事務所が実施しております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

民生課

扶養照会については、虐待がある場合や10年程度音信不通など状況を加味して、県福祉事務所が実施しております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

民生課

車の使用に関する相談は、個々の事情により県福祉事務所が判断しております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

民生課

ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、採用や配置については県が行っております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

民生課

ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、配置は県が決定しております。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

民生課

町は生活保護の一次窓口として職員が相談に応じております。その後速やかに県福祉事務所へ繋ぎ対応しているため、有資格者である必要はないと考えます。

また、ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、採用や研修についても県が実施しております。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

民生課

就労支援員は県福祉事務所の職員となり、配置は県が決定しております。

## (2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

民生課

自立相談支援は県福祉事務所が実施しており、生活保護担当部署とも適切な連携を行っています。

また、町としても関係部署と連携し、困窮者の発見や支援に努めています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

民生課

自立相談支援は県福祉事務所が実施しております。

また、県福祉事務所が作成したしおりを、制度の案内時にお渡ししております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

#### 4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

子ども医療費助成制度は、令和5年10月から拡充を行い、他の福祉医療制度は、現行の制度で行っていく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

保険医療課

令和5年10月から18歳年度末までへ助成の拡充を行っています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

保険医療課

令和2年10月診療分から助成制度を拡充し、1・2級精神障害者保健福祉手帳保持者は、全疾患の医療費を助成の対象とし、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証 保持者の精神疾患医療費について、自己負担額を助成の対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

保険医療課

今のところ本制度の創設の予定はありません。

保健センター

今のところ本制度の創設の予定はありません。

#### 5. 子どもの権利保障

##### (1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

子育て支援課

今後、検討していく予定です。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

子育て支援課

令和6年4月1日よりこども家庭センターを設置済みです。

専任・正規で教員免許、社会福祉士資格保持者を配置し、専任・非正規で保育士、保健師資格保持者を配置しています。

## (2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

学校教育課

現在、生活保護基準1.2倍未満の世帯が対象です。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

学校教育課

令和4年度より、オンライン学習通信費の支給を追加しております。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

学校教育課

学校及び町窓口にて申請を受け付けております。年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して、4月に制度の案内チラシを配布し、広報及びHPにも案内を掲載しております。

## ★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担とすることが定められています。

町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金により支援しています。

また、令和5年度より、高騰した食材費の一部を補助しています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

子育て支援課

本町では就学前教育・保育施設等の給食費の無償化については、今のところ実施予定はありません。

## ★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

子育て支援課

本町では国の配置基準を遵守していく予定です。

町独自の保育士配置基準については、今のところ実施予定はありません。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

子育て支援課

従来から本町に公立保育施設はありません。

令和7年度に新たに認定こども園（0～3歳児クラスのみ受入）を開園しました。令和8年度は4歳児クラス、令和9年度は5歳児クラスの定員を拡充します。

従来から本町での育休退園を行っていません。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

子育て支援課

県による実地検査に保育士の有資格者が同行し各施設の実態把握に努めています。

- ④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

子育て支援課

対象施設の限定、町独自の補助については、今のところ予定はありません。

事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行う予定です。

## 6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

民生課

グループホーム等社会資源については、圏域単位などの規模で検討していくことが必要と考えております。グループホーム運営費や家賃補助額等への独自の上乗せについては今のところ考えておりません。

- ③夜間の職員体制を1フロア（ユニット）で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

民生課

夜間の職員体制の補助など独自の加算については、今のところ考えておりません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

民生課

原則、国の基準にあわせて支給決定していますが、利用者の置かれている環境などにより柔軟に対応しております。移動支援等の基本報酬の増額については、今のところ考えておりません。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

民生課

原則、要介護認定の申請を求め介護保険を優先しておりますが、要介護認定で非該当になった場合は、利用者の障害の状況により柔軟に対応しております。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

民生課

家族介護の負担など相談があった場合は相談支援事業所等へ案内し、障害福祉サービス等の周知をしています。家族による虐待通報があった際には聞き取りを行ったうえで必要に応じて自宅を訪問し、状況確認を行っています。また障害者福祉施設等での虐待認定したケースについては、施設に対し、その原因をなくすための改善計画書を提出してもらい、その後どのように改善したかの確認のため改善報告書の提出を求めています。

## 7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接

種事業の対象としてください。

保健センター

自己負担金は海部地区統一となっており、引き下げる予定はありません。今のところ任意接種事業の実施予定はありません。

## 8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

保健センター

令和7年度から2回に拡充済みです。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

保健センター

実施しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センター

常勤で1人を配置しています。今のところ増員の予定はありません。

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

保健センター

町内には公立公的病院はありません。また町内には病床を有する診療所はありません。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

保健センター

町内には公立公的病院はありません。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

保健センター

増員をするよう募集をしています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は検討しております。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

保険医療課

令和5年10月から18歳年度末までへ助成の拡充を行っています。

- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

学校教育課

今のところ無償化の予定はなく、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

民生課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

保険医療課・長寿支援課・民生課・子育て支援課・保健センター等関係課

長寿支援課

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

保険医療課

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

保健センター

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

民生課

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

## 2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ② 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

保険医療課

昨年度、国への要望書の提出 は行っています。

- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

学校教育課

今のところ無償化の予定はなく、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

保健センター

町内に公立公的病院はありません。

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

保険医療課・長寿支援課・民生課・子育て支援課・保健センター等関係課

保険医療課

今のところ実施予定はありません。

長寿支援課

令和8年度より地域医療介護総合確保基金を活用し、介護支援専門員の法定研修の受講料の負担軽減を図る予定です。

保健センター

今のところ実施予定はありません。

民生課

今のところ実施予定はありません。

以上